

市民参加

「市民と市との協働を基本に据えた市民参加の考え方を確認するとともに、将来に向かって更に市民参加を充実させ、一層推進するため、この条例を制定します。」(市民参加推進条例 前文)

(市民参加推進条例 第2条)

市民参加～行政活動(地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条に規定するところにより事務を処理するために市が行う活動をいう。)に関し市民が自己の意思を反映させることを目的として意見を述べ、又は提案することをいう。

旭川市市民参加推進条例

制定・公布：平成14年7月4日，施行：平成15年4月1日

< 条例策定経過 >

- 平成11年12月 「旭川市市民参加推進懇話会」を設置
- 平成13年 2月 「同懇話会」から「旭川市の市民参加を推進するための提言」を受領
- 5月 「旭川市市民参加を推進するための条例検討委員会」を設置
- 平成14年 2月 「同検討委員会」から意見書「市民参加を推進するための条例の制定に向けて」を受領
- 5月 「(仮称)旭川市市民参加推進条例」素案について意見提出手続(パブリックコメント)を実施
- 6月 第2回定例会に条例案を提案
- 7月 条例が可決・制定

市民参加の具体例

○意見提出手続（パブリックコメント）

市の機関が、施策の趣旨、目的、内容その他必要な事項を広く公表した上で、これらに対する市民からの意見の提出を受け、当該意見及びこれに対する市の考え方を公表するという一連の手続をいいます。「市民参加の機会」を確保し、市民の意見を市政に反映させ、「市の説明責任」を果たすことにより、行政運営の公正の確保と透明性の向上などを目的とした、市民参加の代表的な手法の一つです。

○各種説明会

○市民の声（陳情・要望等）

○市長への手紙

○まちづくり電子提案箱

○まちづくり対話集会

○市民アンケート調査（3年に1度実施） など

市民協働

協働とは

市民と市がそれぞれの果たすべき責任及び役割を自覚し、相互に補完し、協力し合うことをいう。(市民参加推進条例 第2条)

市民活動基本方針

市民活動をまちづくりの大きな力と位置付け、市民が自主的、自発的に参加する活動を積極的に生かしながら、市民と行政とが一体となって市民主体のまちづくりを推進していくことを目的とする

地域コミュニティ

地域コミュニティとは

同一地域内にとともに居住する人々が、居住することにより生活のあらゆる分野にわたって共同し、その居住地域を媒介とした共通的な意識、価値観、言語、行動規範、生活様式等を形成する地域的生活共同体をいう。

地域まちづくり推進協議会の取組

平成22年度 7支所に地域まちづくり推進協議会を設置

地域の課題を共有し、その課題解決に向けた方策を検討したり、地域の特性や魅力を再発見し、それらを生かした取組を推進するため、支所毎に地域住民等で組織

※地域の課題や活性化に取り組む団体に対し、補助金を交付

平成23年度 補助金を20万円に増額

平成24年度 5地域に地域まちづくり推進協議会を設置

今後のスケジュールについて

平成
24
年度

- ・まちづくり対話集会の開催(テーマ:まちづくり基本条例)
- ・市民フォーラムの開催(3月を予定)
- ・広報誌に特集記事の掲載(市民への周知・啓発など) など



※上記の取組を行いながら、条例に盛り込むべき事項を整理します。

平成
25
年度

- ・条例の骨子案や素案の作成
- ・意見提出手続(パブリックコメント)の実施
- ・条例案を市議会に提案
- ・広報誌に特集記事の掲載(条例案の内容など) など



※議論の進捗状況等によって、スケジュールは変更になる場合があります。

平成
26
年度

旭川市まちづくり基本条例(仮称)の施行

本日のテーマについて

○市民参加や協働を一層進めるためにはどうしたらよいか

○暮らしやすい地域コミュニティを築いていくためにはどうしたらよいか